

# 龍燈苑屋上防水改修工事 発注仕様書

## 1 目的

宇城広域連合（以下「発注者」という。）は、火葬施設である龍燈苑を所有しているが、供用開始から約 15 年が経過し雨漏りによる建築全体の劣化、設備の故障及び漏電の恐れがあることから防水改修工事を行うため、本発注仕様書及び建築改修工事特記仕様書（以下「仕様書等」という。）を定めるものとする。

## 2 工事概要

- (1) 工事番号 : 環龍管工第2号
- (2) 工事名 : 龍燈苑屋上防水改修工事
- (3) 工事場所 : 龍燈苑 [熊本県宇城市不知火町小曾部 1895 番地 1]
- (4) 工期 : 契約締結日の翌日から令和 9 年 2 月 12 日まで

## 3 対象施設の概要

- (1) 供用開始年 : 平成 23 年 3 月
- (2) 用途地域等 : 都市計画区域外 防火地域なし
- (3) 構造・用途 : 鉄筋コンクリート造 火葬場
- (4) 階数 : 2 階
- (5) 延面積 : 2,224.43 m<sup>2</sup>

## 4 工事の概要

龍燈苑屋上防水改修工事の主な内容は次のとおりとし、詳細は建築改修工事特記仕様書のとおりとする。

- (1) 仮設（既存部分の養生、外部足場、落下防止手すり設置など）
- (2) 防水改修
- (3) 塗装改修
- (4) トップライトカバー新設

## 5 仕様書及び特記仕様書の適用

本業務は、仕様書等に従い工事を実施するものとする。

なお、仕様書等に定めのないもので業務上必要と思われる事項については、実施するものとする。

## 6 有資格者の配置

受注者は、本工事の履行にあたり、次の有資格者を現場に置くこと。

- 1 級防水施工技能士

## 7 関係法令等の遵守

受注者は、本工事にあたって関係する諸法令、規則、指針、条例等を遵守するとともに、別途監督員が指示する企画、通知、通達等に従うものとする。

## 8 機密の保持

受注者は、本工事の遂行上、知り得た事項について、第三者に漏らしてはならない。

## 9 関係官公署との協議

受注者は、関係する官公署との協議を必要とするとき、または、協議を求められた場合は、誠意をもってこれに当たるものとする。

## 10 工事内容の変更

発注者が必要であると認めた場合には、発注者と受注者で協議し、業務内容の変更ができるものとする。

## 11 資料の貸与

本工事を遂行する上で必要な関係資料等の収集は、原則的に受注者が行うものとするが、発注者が保有しているもののうち、貸出しが可能な資料及び記録等については貸与する。なお、貸与された関係資料等は業務の完了時に速やかに返却しなければならない。

## 12 打合せ及び会議録

受注者は、着工時及び履行期間中に応じて協議打合せを行い、その会議録を監督員に提出して承認を受けるものとする。

## 13 提出書類

本工事の着手及び完了に当たっては、監督員が指示する書類を提出するものとする。なお、様式は熊本県各種様式を活用するものとする。

## 14 成果品

- (1) 完成図書：1部
- (2) 工事写真等：1部
- (3) 特記仕様書に記載されている書類：1部
- (4) 上記以外で発注者が指示する書類：1部
- (5) 提出された電子DATA：1部

## 15 検査及び引渡し

受注者は工事完了後、速やかに完了届及び発注者が指示する書類を提出し、発注者の検査を受けなければならない。

## 16 疑義

仕様書等に定める事項について疑義が生じた場合は、発注者及び受注者の協議の上、決定するものとする。